



# 鳥取県公報

令和4年10月25日(火)  
第9443号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|        |   |
|--------|---|
| ◇ 告 示  | 行政書士法に基づく懲戒処分（523）（政策法務課）・・・・・・・・・・ 2   |
|        | 生活保護法による指定介護機関の変更の届出（524）（福祉監査指導課）・・・・・・・・ 2                                      |
|        | 保安林の指定の解除予定（525）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2  |
|        | 廃川敷地等の発生（526）（河川課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3  |
|        | 鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等の<br>一部改正（527）（会計指導課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 |
| ◇ 調達公告 | 一般競争入札の実施（鳥取県立中央病院）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4   |
|        | 一般競争入札の実施（教育委員会事務局教育環境課）・・・・・・・・・・・・ 7  |
|        | 落札者の決定（企業局経営企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10   |

# 告 示

## 鳥取県告示第523号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条第2号の規定に基づき、次のとおり行政書士に業務の停止を命じたので、同法第14条の5の規定により告示する。

令和4年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 事務所の所在地及び氏名  
鳥取市扇町69  
白岩 裕己（登録番号05311648）
- 業務の停止期間  
令和4年10月25日から令和6年3月24日まで
- 処分の理由  
行政書士法第10条に違反し、及び同法第14条に該当する行為が認められたため。

## 鳥取県告示第524号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

| 名 称     | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る事業所の名称     | 指定に係る事業所の所在地 | サービスの種類       | 変更年月日     |
|---------|------------|-----------------|--------------|---------------|-----------|
| 医療法人真誠会 | 米子市河崎580   | 訪問看護ステーションネットケア | 米子市河崎580     | 訪問看護、居宅療養管理指導 | 令和4年10月1日 |

### 2 介護予防事業者

| 名 称     | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る事業所の名称     | 指定に係る事業所の所在地 | サービスの種類               | 変更年月日     |
|---------|------------|-----------------|--------------|-----------------------|-----------|
| 医療法人真誠会 | 米子市河崎580   | 訪問看護ステーションネットケア | 米子市河崎580     | 介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導 | 令和4年10月1日 |

## 鳥取県告示第525号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字大内字二ノ丸916の4、917の4
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養

- 3 解除の理由  
道路用地とするため

鳥取県告示第526号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川課及び中部総合事務所県土整備局に備え置いて縦覧に供する。

令和4年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 河川の名称  
二級河川加勢蛇川水系加勢蛇川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
令和4年10月25日
- 3 廃川敷地等の位置  
東伯郡琴浦町大字別宮字滝根1090地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 5,258.09平方メートル
- 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。

鳥取県告示第527号

平成14年鳥取県告示第206号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等について）の一部を次のように改正し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改正後            |      |  | 改正前            |      |  |
|----------------|------|--|----------------|------|--|
| 2 鳥取県指定代理金融機関  |      |  | 2 鳥取県指定代理金融機関  |      |  |
| 名称             | 取扱店舗 | 取扱事務                                       | 名称             | 取扱店舗 | 取扱事務                                       |
| 略              |      |  | 略              |      |  |
| 鳥取県信用農業協同組合連合会 | 本所   | 1 県の公金の収納の事務<br>2 農業施策経費の支出命令に係る県の公金の支払の事務 | 鳥取県信用農業協同組合連合会 | 本所   | 1 県の公金の収納の事務<br>2 農業施策経費の支出命令に係る県の公金の支払の事務 |
|                |      |  | 鳥取県信用漁業協同組合連合会 | 本店   | 1 県の公金の収納の事務<br>2 漁業施策経費の支出命令に係る県の公金の支払の事務 |

|                               |   |            |                               |  |            |
|-------------------------------|---|------------|-------------------------------|--|------------|
| 3 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） |   |            | 3 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） |  |            |
| 名称                            | 取扱店舗  | 取扱事務       | 名称                            | 取扱店舗   | 取扱事務       |
| 略                             |   | 県の公金の収納の事務 | 略                             |  | 県の公金の収納の事務 |
| 鳥取西部農業協同組合                    | 鳥取県内に所在する本所及び支店                                   |            | 鳥取西部農業協同組合                    | 鳥取県内に所在する本所及び支店  |            |
| 西日本信用漁業協同組合連合会                | 鳥取支店  |            |                               |  |            |
| 略                             |   |            | 略                             |  |            |
| 5 統轄店及び指定出納取扱店                |   |            | 5 統轄店及び指定出納取扱店                |  |            |
| 区分                            | 取扱店舗  |            | 区分                            | 取扱店舗   |            |
| 略                             |   |            | 略                             |  |            |
| 指定出納取扱店                       | 株式会社山陰合同銀行鳥取県庁支店、株式会社鳥取銀行鳥取県庁支店及び鳥取県信用農業協同組合連合会本所 |            | 指定出納取扱店                       | 株式会社山陰合同銀行鳥取県庁支店、株式会社鳥取銀行鳥取県庁支店、 <u>鳥取県信用農業協同組合連合会本所及び鳥取県信用漁業協同組合連合会本店</u> |            |

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年10月25日

鳥取県立中央病院長 廣 岡 保 明

### 1 調達内容

#### (1) 調達案件の名称及び予定数量

鳥取県立中央病院で使用する電気の供給

予定使用電力量（供給期間総計）33,635,832キロワット時（32か月分）

内訳 令和5年度 12,922,368キロワット時（12か月分）

令和6年度 12,922,368キロワット時（12か月分）

令和7年度 7,791,136キロワット時（8か月分）

なお、予定使用電力量は、令和3年9月から令和4年8月までの各月の使用実績から算出した各月当たりの予定使用電力量を、令和5年度及び令和6年度にあつては4月から3月までの1年間分の合計を算出し、令和7年度にあつては4月から11月までの8か月分の合計を算出し、これらを合計したものであり、天候等により変動することがある。

#### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

#### (3) 供給期間

令和5年4月1日から令和7年11月30日までとする。ただし、令和5年度以降において、この公告に示し

た調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、入札書に記載する金額（以下「入札金額」という。）は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とする。）とし、併せて、課税事業者にあつては、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

また、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付发出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和4年11月2日（水）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 令和4年10月25日（火）から同年12月13日（火）（再度入札を行う場合にあつては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付发出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 令和4年10月25日（火）から同年12月13日（火）（再度入札を行う場合にあつては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 令和4年11月28日（月）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 令和4年11月28日（月）において、鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）第5条に定める入札参加資格の要件を満たしている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局総務課施設管理担当（本館7階）

電話 0857-26-2271（内線2766）

電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

## (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和4年10月25日（火）から同年12月8日（木）までの間に鳥取県立中央病院のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

## ア 交付期間及び交付時間

令和4年10月25日（火）から同年12月8日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

## イ 交付場所

(1)に同じ。

## (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

## (5) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 日時

令和4年12月13日（火）午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月12日（月）午後5時までとする。

## イ 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院第1会議室（本館7階）

ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、郵便等による入札を行った者の立会いは不要とする。

## (6) 入札結果の通知

入札結果については、令和4年12月13日（火）に入札参加者に通知する。

## 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記するとともに本件調達案件の名称及び入札者名を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の(1)の場所に令和4年11月29日（火）午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の令和5年度分に相当する金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として仕様書に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定力率に応じた各月電気料金の年間合計金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の可否等

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori Prefectural Chuou Hospital building 33,635,832 kWh

(2) Delivery period : From 1 April, 2023 through 30 November, 2025

(3) Delivery place : 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM 29 November, 2022

(5) Date and Time for the submission of tenders : 10:00 AM 13 December, 2022

Date and Time for the submission of tenders by registered mail : 5:00 PM 12 December, 2022

(6) Please contact : Tottori Prefectural Chuou Hospital Secretariat General Affairs Division  
730 Edu Tottori-shi, 680-0901 Japan, TEL 0857-26-2271

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年10月25日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 新 田 真 也

## 1 調達内容

## (1) 業務の名称及び数量

鳥取県海洋練習船「若鳥丸」定期検査に係る整備及び修繕 一式

## (2) 業務の仕様

入札説明書による。

## (3) 業務の期間

令和4年12月22日から令和5年2月22日まで

## (4) 履行場所

落札者が所有し、又は借り受けているドライドック（乾船渠）

## (5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を含めた金額と

する。)とし、併せて、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年鳥取県告示第457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の船舶部品及び修理に登録されている者であること。  
なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和4年11月1日(火)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 造船法(昭和25年法律第129号)第2条第1項の規定による国土交通大臣の許可を受けている者であること。
- (6) 船舶安全法(昭和8年法律第11号)第5条第1項第1号に規定する定期検査を確実に実施する体制が整備されている者であること。
- (7) 平成24年4月1日以降に、国又は地方公共団体が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数500トン以上の船舶を対象としたこの公告に示した業務と同様の業務について、国又は地方公共団体と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立境港総合技術高等学校

## 4 入札手続等

- (1) 入札手続に関する問合せ先  
〒684-0043 境港市竹内町925  
鳥取県立境港総合技術高等学校  
電話 0859-45-0411  
電子メール sakaisogo-h@mailk.torikyo.ed.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課  
電話 0857-26-7431
- (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和4年10月25日(火)から同年11月18日(金)までの日にインターネットの鳥取県立境港総合技術高等学校ホームページ(<http://www.torikyo.ed.jp/sakaisogo-h/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

### ア 交付期間及び時間

令和4年10月25日(火)から同年11月18日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。ただし、交付期間最終日は、正午までとする。



## イ 交付場所

(1)に同じ。

## (4) 入札説明会の日時及び場所

(1)の場所で令和4年11月29日(火)午後1時から行う。

## (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

## (6) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 日時

令和4年12月6日(火)午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月5日(月)午後5時までとする。

## イ 場所

(1)に同じ

## 5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、紙入札により行うものであること。

(2) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、当該封筒に件名及び入札者名を記載した上で密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和4年11月18日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and repair periodic inspection of the training vessel Wakatorimaru, 1 set

(2) November 18, 2022 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) December 6, 2022 10:00 AM : Time-limit for submission of tenders

(December 5, 2022 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Sakaiminato Comprehensive Technical High School  
925 Takenouchi-cho, Sakaiminato-shi, Tottori 684-0043, Japan TEL : 0859-45-0411

-----  
一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

|                    |                                  |
|--------------------|----------------------------------|
| 1 調達件名及び数量         | 新幡郷発電所水車発電機細密分解点検工事に係る整備用機材購入 一式 |
| 2 契約方式             | 一般競争入札                           |
| 3 落札日              | 令和4年8月2日                         |
| 4 落札者の名称及び所在地      | 富士電機株式会社中国支社<br>広島県広島市中区銀山町14-18 |
| 5 落札金額             | 466,510,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）   |
| 6 入札公告日            | 令和4年6月21日                        |
| 7 落札方式             | 最低価格落札方式                         |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県企業局経営企画課<br>鳥取市東町一丁目271       |